

白岡市マスコットキャラクター着ぐるみ貸出要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、白岡市マスコットキャラクター（以下「マスコット」という。）が、市をPRするマスコットとして活動するに当たり、市が管理するマスコットの着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出し手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 市が貸出しする着ぐるみ及びその貸出期間は、次のとおりとする。

着ぐるみ名	貸出期間
シラオ仮面	5日以内
なしべえ	5日以内
なしりん	5日以内

(貸出し)

第3条 着ぐるみを貸し出すことができる者は、公共機関並びに市内で活動する団体及び市内事業者とする。ただし、結婚式・披露宴に限定し、市民個人に貸し出すことができる。

2 前項の規定にかかわらず、着ぐるみの使用が市のシティプロモーション活動、社会貢献活動等に資すると市長が認めた場合は、市外の団体等に貸し出すことができる。

(貸出しの申請)

第4条 着ぐるみを借り受けようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第1号の白岡市マスコットキャラクター着ぐるみ貸出申請書に必要事項を記入の上、市長に提出するものとする。

2 前項の申請書は、貸出しを希望する日の3月前の日の属する月の初日から7日前までの間に提出しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(貸出しの承認)

第5条 市長は、前条の申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの貸出しを承認する。

- (1) 市の信用及び品位を害し、又は害するおそれがあるとき。
- (2) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれのあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (4) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。

- (5) マスコットのイメージを損なうおそれのあるとき。
 - (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する営業に該当するとき。
 - (7) その他貸し出すことが不相当と市長が認めるとき。
- 2 市長は、前項の規定により貸出しを承認するときは、様式第2号の白岡市マスコットキャラクター着ぐるみ貸出承認通知書により、貸出しを承認しないときは、様式第3号の白岡市マスコットキャラクター着ぐるみ貸出不承認通知書により、申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、承認に際し、条件を付することができる。

（貸出方法）

- 第6条 前条の規定により着ぐるみの使用承認を受けた者（以下「借受者」という。）は、市から直接着ぐるみを借り受け、直接返却することを原則とし、その作業は借受者が行うものとする。
- 2 前項の作業を第三者に依頼する場合、その経費は借受者の負担とする。

（貸出料）

- 第7条 着ぐるみの貸出料は、無料とする。

（遵守事項）

- 第8条 借受者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。
- (1) 承認された行事のみに使用すること。
 - (2) 貸出期間を遵守すること。
 - (3) 着ぐるみの使用について、市が示した注意事項を遵守して取り扱うこと。
 - (4) 着ぐるみ返却時には、着ぐるみを使用した際の状況がわかる写真等を提出すること。
 - (5) 着ぐるみを第三者に転貸しないこと。
 - (6) 第5条第3項に基づく条件が付された場合、これに従って使用すること。

（承認の取消し）

- 第9条 市は、借受者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その承認を取り消すとともに、以後の使用は承認しないものとする。
- (1) この告示に違反したとき、又は違反することが判明したとき。
 - (2) 申請に虚偽又は不正があったとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。
- 2 前項の規定により、着ぐるみの貸出しの承認を取消しするときは、様式第4号の白岡市マスコットキャラクター着ぐるみ貸出承認取消通知書により、借受者に通知するものとする。

3 市は、前項の規定により使用の承認を取り消したことで借受者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(原状回復)

第10条 借受期間中に、着ぐるみを汚損した場合、借受者の責任と負担により、修補又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

(使用時の責任)

第11条 市は、着ぐるみの使用により借受者に生じた損害又は損失について、一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、着ぐるみの利用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この告示は、平成30年4月1日から施行する。

2 この告示の施行前にこの告示による改正前の白岡市マスコットキャラクター着ぐるみ貸出要綱の規定によりされた申請、承認その他の行為は、この告示による改正後の白岡市マスコットキャラクター着ぐるみ貸出要綱の規定によりされた申請、承認その他の行為とみなす。

様式第1号（第4条関係）

白岡市マスコットキャラクター着ぐるみ貸出申請書

年 月 日

（宛先）白岡市長

申請者 住所（所在地）
氏名（名称及び代表者名）

印

下記のとおり、白岡市マスコットキャラクターの着ぐるみを使用したいので申請します。

記

行事名	
開催日時	
開催会場	
行事の目的及び内容	
着ぐるみの名称	シラオ仮面・なしべえ・なしりん
マスコットの役割	
対象者・参加予定人数	
行事の問合せ先	TEL（ ）
借受期間	年 月 日から 年 月 日まで
借受担当者	TEL（ ）
行事等告知のための デザイン使用の有無	有・無 有の場合、デザイン使用の手続きをしてください。

【添付資料】

- ・企画書（行事の概要及び使用方法がわかるもの）

※上記の項目は、内容を整理し、個人情報伏せの上で、市公式ホームページ等に掲載することがあります。

白岡市マスコットキャラクター着ぐるみ貸出承認通知書

第 号
年 月 日

様

白岡市長



年 月 日付けで申請のあった着ぐるみの使用については、下記のとおり承認します。

記

1 承認内容

行事名	
開催日時	
開催会場	
行事の目的及び内容	
着ぐるみの名称	シラオ仮面・なしべえ・なしりん
貸出期間	年 月 日から 年 月 日まで

2 遵守事項

- (1) 承認された行事のみに使用すること。
- (2) 貸出期間を遵守すること。
- (3) 着ぐるみ返却時には、着ぐるみを使用した際の状況がわかる写真等を提出すること。
- (4) 着ぐるみを第三者に転貸しないこと。
- (5) 着ぐるみの使用について、裏面の注意事項を遵守して取り扱うこと。
- (6) その他、使用条件を示された場合は、その条件を遵守すること。

着ぐるみを使用する際の注意事項

- 1 着用の際は、必ず下着を着用の上、附属のサポーター等を着用すること。
- 2 会場の気温などを考慮して水分補給を行うなど、十分な暑さ対策をすること。
- 3 当日の会場、天候及び着用者の体調などを考慮して適宜休憩をとり、交代するなどして無理のない着用をすること。
- 4 雨天時は、原則として屋外での使用は控えること。
- 5 マスコットキャラクター のイメージの統一のため、着用者は絶対に声を出さないこと。また、関係者以外の目に触れる場で着脱しないこと。
- 6 着用すると視界が狭くなり、動きにくくなるため、安全対策として必ず介助者をつけること。
- 7 「シラオ仮面」の場合、使用後は、スーツ部分をドライクリーニング対応の洗剤で洗濯するとともに、ヘルメットその他一式を風通しの良い所で陰干しし、十分に乾燥させてから返却すること。
- 8 「なしべえ・なしりん」の場合、使用後は、消臭スプレーなどを使用し、風通しの良い所で陰干しし、十分に乾燥させてから返却すること。
- 9 型崩れしないよう、輸送や保管の際には取扱いに十分注意すること。特に、シラオ仮面の頭部は破損するおそれがあるため、クッション材に包んで保管すること。

様式第3号（第5条関係）

白岡市マスコットキャラクター着ぐるみ貸出不承認通知書

第 号
年 月 日

様

白岡市長



年 月 日付けで申請のあった着ぐるみの使用については、下記のとおり不承認とします。

記

行事名	
使用場所	
借用期間	
着ぐるみの名称	
不承認の理由	

様式第4号（第9条関係）

白岡市マスコットキャラクター着ぐるみ貸出承認取消通知書

第 号
年 月 日

様

白岡市長



年 月 日付け 第 号で承認した、着ぐるみの使用について、下記のとおり承認を取り消します。

記

- 1 承認取消の内容
- 2 理由